

○内閣府令第六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五十五条及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）第四十条の二第二号の規定に基づき、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(公示の方法) 第三十一条の四の四 令第四十条の二第二号の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。 「一〽三 略」</p>
<p>改正前</p>	<p>(公示の方法) 第三十一条の四の四 令第四十条の二第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。 「一〽三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(警備業法施行規則の一部改正)

第二条 警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(「」で注記した項番号を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(死亡等の届出)

第二十五条 「1」 法第十二条第一項及び第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第八号の二のとおりとする。

2 前項の届出書は、法第十二条第一項の規定により提出する場合にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長（法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長）を經由して、法第十二条第二項の規定により提出する場合にあつては第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を經由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。

(機械警備業務管理者の選任)

第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。ただし、一の機械警備業者に係る二以上の基地局において、当該二以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が五千以下であり、かつ、当該二以上の基地局を通じて一人の機械警備業務管理者を置くことにつきそれぞれの基地局における次条に規定する機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の基地局の所在する都道府県

改正前

(死亡等の届出)

第二十五条 「項を加える。」

「1」 法第十二条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、同条第一項の規定による届出書の提出にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長（法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長）を經由して、法第十二条第二項の規定による届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を經由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。

(機械警備業務管理者の選任)

第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。

別記様式第8号の2 (第25条関係)

※ 受理警察署											署			
※ 受理番号											※ 受理年月日	年	月	日

法第12条届出書

警備業法第12条 第1項 第2項 の規定により届出をします。

公安委員会 殿

年 月 日
届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称													
認定をした公安委員会の名称	公安委員会												
認定の番号													
届出書を提出すべき こととなった事由													
当該事由の発生年月日	年	月	日										

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

の区域を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の機械警備業務管理者を置くことを要しない。

〔様式を加える。〕

別紙 当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名称													
	所在地													
	電話	()	-	番										
	当該区域内における機械警備業務の開始年月日				年		月		日					
機械警備管理者	(フリガナ)氏名											配置状況	1. 専任 2. 兼任	
	住所													
	電話	()	-	番										
待機所	名称													
	所在地													
	電話	()	-	番										
待機所	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
	名称													
	所在地													
待機所	電話	()	-	番										
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
	名称													
待機所	所在地													
	電話	()	-	番										
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
待機所	名称													
	所在地													
	電話	()	-	番										
待機所	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
	名称													
	所在地													
待機所	電話	()	-	番										
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙 当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名称													
	所在地													
	電話	()	-	番										
	当該区域内における機械警備業務の開始年月日				年		月		日					
機械警備管理者	(フリガナ)氏名											配置状況	1. 専任 2. 兼任	
	住所													
	電話	()	-	番										
待機所	名称													
	所在地													
	電話	()	-	番										
待機所	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
	名称													
	所在地													
待機所	電話	()	-	番										
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
	名称													
待機所	所在地													
	電話	()	-	番										
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
待機所	名称													
	所在地													
	電話	()	-	番										
待機所	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													
	名称													
	所在地													
待機所	電話	()	-	番										
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※ 資料区分		
変更に係る基地局	名称	
	所在地	※
	電話 () - 番	※
(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)		
旧	名称	
	所在地	
(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)		
旧	(フリガナ)氏名	配置状況 1. 専任 2. 兼任
	住所	
新	(フリガナ)氏名	配置状況 1. 専任 2. 兼任
	住所	
	電話 () - 番	※
	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会※
資格者証の番号		
(待機所に係る事項に変更があった場合)		
旧	名称	
	所在地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	※
新	名称	
	所在地	
	電話 () - 番	※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※ 資料区分		
変更に係る基地局	名称	
	所在地	※
	電話 () - 番	※
(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)		
旧	名称	
	所在地	
(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)		
旧	(フリガナ)氏名	配置状況 1. 専任 2. 兼任
	住所	
新	(フリガナ)氏名	配置状況 1. 専任 2. 兼任
	住所	
	電話 () - 番	※
	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会※
資格者証の番号		
(待機所に係る事項に変更があった場合)		
旧	名称	
	所在地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	※
新	名称	
	所在地	
	電話 () - 番	※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙2 当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※ 資料区分

(基地局を設けた場合)

変更に係る基地局	名称											※	
	所在地											※	
	機械警務管理	電話 () - 番											※
		(フリガナ)氏名											配置状況
		住所											1. 専任 2. 兼任
		電話 () - 番											※
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日			
		1	2	3	4	5							
	資格者証を交付した公安委員会の名称											公安委員会	※
	資格者証の番号												
名称													
所在地											※		
電話 () - 番											※		
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													

(基地局を廃止した場合)

変更に係る基地局	名称											※
	所在地											※

別紙2 当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※ 資料区分

(基地局を設けた場合)

変更に係る基地局	名称											※	
	所在地											※	
	機械警務管理	電話 () - 番											※
		(フリガナ)氏名											配置状況
		住所											1. 専任 2. 兼任
		電話 () - 番											※
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日			
		1	2	3	4	5							
	資格者証を交付した公安委員会の名称											公安委員会	※
	資格者証の番号												
名称													
所在地											※		
電話 () - 番											※		
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)													

(基地局を廃止した場合)

変更に係る基地局	名称											※
	所在地											※

別紙3 当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
		電話 () - 番

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)		
旧	名 称	
	所 在 地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)				
旧	(フリガナ)氏 名		配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	住 所			
新	(フリガナ)氏 名		配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	住 所			
		電話 () - 番		

(待機所に係る事項に変更があった場合)			
旧	名 称		
	所 在 地		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		
新	名 称		
	所 在 地		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		
		電話 () - 番	

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙3 当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
		電話 () - 番

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)		
旧	名 称	
	所 在 地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)			
旧	(フリガナ)氏 名		
	住 所		
新	(フリガナ)氏 名		
	住 所		
		電話 () - 番	

(待機所に係る事項に変更があった場合)			
旧	名 称		
	所 在 地		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		
新	名 称		
	所 在 地		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		
		電話 () - 番	

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

(当該機械警備業務を行うこととなった場合)

変更に係る基地局	名称				
	所在地		電話 () - 番		
	機械警備管理者	(フリガナ)氏名			配置状況
		住所	電話 () - 番		
待機所	名称				
	所在地				
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)				

(当該機械警備業務を行わないこととなった場合)

変更に係る基地局	名称				
	所在地				

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

(当該機械警備業務を行うこととなった場合)

変更に係る基地局	名称				
	所在地		電話 () - 番		
	機械警備管理者	(フリガナ)氏名			配置状況
		住所	電話 () - 番		
待機所	名称				
	所在地				
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)				

(当該機械警備業務を行わないこととなった場合)

変更に係る基地局	名称				
	所在地				

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、
当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。